

議 事 日 程 (1)

平成24年3月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議 案 第3号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議 案 第4号 芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議 案 第5号 芦屋町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議 案 第6号 芦屋町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議 案 第7号 芦屋町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議 案 第8号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議 案 第9号 芦屋町町営住宅建替準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議 案 第10号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議 案 第11号 芦屋町立保育所苦情解決第三者委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議 案 第12号 芦屋町観光公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議 案 第13号 芦屋町モーターボート競走事業臨時従事員の給与に関する条例の制定について
- 第14 議 案 第14号 町立芦屋中央病院経営形態検討委員会設置条例の制定について
- 第15 議 案 第15号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)について
- 第16 議 案 第16号 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第17 議 案 第17号 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

- 第18 議 案 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について
第18号
- 第19 議 案 平成23年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）について
第19号
- 第20 議 案 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について
第20号
- 第21 議 案 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）について
第21号
- 第22 議 案 平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）について
第22号
- 第23 議 案 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
第23号
- 第24 議 案 平成24年度芦屋町一般会計予算について
第24号
- 第25 議 案 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
第25号
- 第26 議 案 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
第26号
- 第27 議 案 平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
第27号
- 第28 議 案 平成24年度芦屋町給食センター特別会計予算について
第28号
- 第29 議 案 平成24年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
第29号
- 第30 議 案 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について
第30号
- 第31 議 案 平成24年度芦屋町病院事業会計予算について
第31号
- 第32 議 案 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
第32号
- 第33 議 案 遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について
第33号
- 第34 議 案 町道の路線認定について
第34号
- 第35 承 認 専決処分事項の承認について
第1号
- 第36 請 願 精神障害者の就労支援の充実を求める請願について
第1号
- 第37 発 議 防風保安林の松枯れ対策に関する意見書について
第1号

【出席議員】（13名）

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 松田義春 地域づくり課長 中西新吾 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成24年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

まず、執行部より発言の申し入れがっておりますので、これを許可いたします。企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

さきの本会議におきまして、里浜づくりに関しまして、この事業に関する説明について全員協議会で説明したということで、日にちを間違えておりました。本来、20年の12月15日であるところを11月18日と発言しましたこととおわびして訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。まことに申し訳ございませんでした。

○議長 横尾 武志君

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月7日から3月19日までの13日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、2番、内海議員と11番、益田議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

日程第3、議案第3号から日程第37、発議第1号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員及び発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。本日から24年度の諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由のご説明をする前に、施政の方針を述べさせていただきます、住民の皆さんと議員各位のご理解、ご支援をお願いするものでございます。

現在、芦屋町を含む基礎的自治体を取り巻く情勢につきましては、地方分権改革に基づく関係法律の整備により、県が持つ権限の市町村への委譲を初め政省令の義務づけや格付の見直しなどが進んでいます。

経済面においても、歴史的な円高とデフレを克服するため、国による金融政策の強化、新たなエネルギー政策の構築などが図られていますが、先行きの不透明感が払拭できない状況にあり、地方自治体に及ぼす影響も懸念されています。

このような状況にあって、さらに、みずからの判断と責任による行財政運営が求められており、多様化・高度化する住民ニーズにもこたえるために、住民の皆さんとの協働によるまちづくりが今以上に必要になっていきます。

23年度を振り返りますと、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像に掲げた第5次芦屋町総合振興計画の初年度として、芦屋町の再生のために大きく第一歩を踏み出した年でございました。

第1は、船頭町駐車場を活用した商業施設に出店します事業者の誘致を進め、整備工事に取り組んだこととございます。建築工事については大詰めを迎え、あとは外構工事を残すのみでございます。出店します事業者は、地元との密着を掲げて、5月の開店準備を進めております。開店後は、住民の皆さんの利便性が一層向上することを初め、中心市街地のにぎわいを取り戻すことができると確信しており、人口が減少している芦屋町にとって大きな活力になるものと期待しております。

さらに、町営住宅跡地は民間開発が完了し、現在では住宅の建設も進んでおり、税収効果を初め人口対策などに期待しているところでございます。

去年は、芦屋町町制施行120周年に当たりましたことから、縁活をスローガンに、地域の人々のきずなを深めることや芦屋の歴史・文化を再発見していただくことを目的に各種事業を実施してまいりました。

町民体育祭では、企画段階からさまざまな意見やアイデアを実行委員会の皆さんからいただき、その結果、21の自治区と24の各種団体が参加され、参加者に至っては900人を超え、昨年よりも多くの方々に町民体育祭を楽しんでいただきました。町民体育祭の事業目的の一つであります地域コミュニティーの醸成に向け、意義ある記念事業であったと考えております。

また、実行委員会の皆さんが一丸となって芦屋を盛り上げようと開催しております「祭りあしや」につきましては、あいにく雨の中ではありましたが、多くの方々が会場に来られ、参加者間の交流やにぎわいが促進されたと考えております。

このほかにも、小中学校合同音楽祭をスケールアップし、高校生や大人も参加しました「町民音楽祭」、公募による「我が家のお宝展」や特別企画による「芦屋釜展」、「昭和展」の開催、「芦屋カルタ」の製作などにより住民の皆さんの記憶に残った1年であったと思います。

未曾有の大災害となりました東日本大震災、それに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生、異常気象が原因とされている集中豪雨被害など、改めて安全・安心への対応を考えさせられた年でもありました。防災対策のため、芦屋町では総合災害対応マニュアルの全戸配布を進めたほか、地域での防災組織の設立に向けた取り組みを進め、多くの自治区でもご理解をいただきました。これにより、住民同士がい

ざというときも助け合う「共助」の取り組みが進み、安全・安心の輪が広がっていくものと考えております。

各種の計画策定につきましては、芦屋町の長年の懸案であります公共交通体系を見直す計画づくりに着手しており、24年度におきましてもさらに検討を進め、よりよい結論を導き出したいと考えております。高齢者や障がい者の福祉を増進する計画づくり、町営住宅の長寿命化計画については、計画策定もほぼ終えており、だれもが安心して生活できる基盤づくりにつながるものと考えております。

さらに、子育て支援センターの運営の充実、24年度完了を目指した学校耐震補強工事の実施、小学校4年生までの35人学級や中学校3年生の課外授業として実施しています「イブニングスタディ」など特徴ある芦屋の教育に加え、新たに「芦屋型小中一貫教育・連携事業」に取り組み、教育の町「芦屋」を自負できる教育環境づくりを行った年でもあります。

また、ボランティア活動センターも運営開始から2年が経過し、活動団体も当初から大幅にふえており、着実に地域にボランティアの精神や活動が根づいております。

以上のとおり、23年度におきましては、「住民のため」を第一に考え、さまざまな事業に取り組みでまいりましたが、これも住民の皆さんを初め議員各位のご理解、ご協力のたまものと感謝を申し上げます次第でございます。

次に、24年度主要な施策の概要を述べさせていただきます。

私は、町長就任以来、芦屋町を再生するためには「町民力」、「地域力」、「職員力」のそれぞれをパワーアップさせることが重要であるとの考えを貫いております。このことこそが第5次芦屋町総合振興計画が掲げる将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に結びつくものであり、住民の皆さん一人一人が芦屋町に住むことの幸せを実感できる町を目指してまいりたいと考えております。

それでは、第5次芦屋町総合振興計画の前期基本計画に掲げる第1章からの構成に基づき、24年度の主要な施策の概要についてご説明申し上げます。

最初は、「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

芦屋町では、芦屋町住民参画まちづくり条例の施行により、積極的な行政情報の公表、住民の皆さんとの情報の共有化、職員の意識改革の取り組みなどにより、住民参画の拡充に努めてまいりました。

24年度はこれらにあわせ、芦屋町が行っているまちづくり全般に関しての重要度、満足度について、住民目線での現状を把握することを目的とします「住民意識調査」を行ってまいります。今後、この内容を分析し、課題を抽出した上で、重点事業の選択と集中を進め、よりよい町政運営につなげていきたいと考えております。

また、住民同士のコミュニケーションを高め、暮らしやすい地域をつくるためには、自治区の活動も大変重要です。そのため、町職員が自治区とのつなぎ役となる職員での「地域担当制度」を具体化してまいりますとともに、自治区活性化促進会議などを通じて自治区加入率向上に向けた取り組み、自治区活動の支援などを引き続き進めてまいります。

第2は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

昨年発生した東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故などにより、安全・安心への関心がより一層高まっています。

このような状況を踏まえ、災害対策のために処理すべき業務を定めています「芦

屋町地域防災計画」を見直すため、本年1月に補正予算を計上しており、24年度までに策定を終えるようにしています。

また、東日本大震災は、想像をはるかに超えた津波によって、多くのとうとい命、大切な思い出や平穏な人々の暮らしが奪い去られました。その中で、地震直後、津波想定地域ではない釜石東中学校の先生や生徒による避難行動は、「想定にとられない」「最善を尽くす」「率先し避難する」といった「避難三原則」を守り抜き、児童生徒のほぼ全員が逃げ延びた「釜石の奇跡」として伝えられております。災害はいつ、どこで発生するかわかりません。一たび大規模災害が発生したときに、町や消防機関による救助・援助などだけでは限界があります。自分の身は自分で守る「自助」とともに、ふだんから顔をあわせている地域や近隣の人々が集まって、相互に協力し合う「共助」が重要となってきます。

そのため、「自助」の備えや「共助」の育成を目的に自治区単位での組織化を働きかけており、先月も、その機運を高めるために「防災講演会」を実施いたしました。23年度末には20以上の自主防災組織が形成される見込みでございます。

24年度につきましては、さらなる地域の自主防災力向上のため、新たな組織形成の支援、校区ごとの防災訓練、防災対応の啓発などを通じて、住民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

芦屋町消防団に関しましては、団員の確保に努めますとともに、老朽化した第2分団車庫の建てかえなど、ソフト・ハードの両面を充実させてまいります。

日常の防犯、交通安全対策につきましても、自治防犯組合や交通安全協会などの協力をいただきながら啓発などを進めてまいります。

第3は、「子どもがのびのびと育つまちづくり」でございます。

少子高齢化が進む社会にあって、子育て世帯への負担軽減は喫緊の課題でございます。

そこで、小学校入学前までの通院と入院の医療費を無料としています乳幼児医療費支給制度を芦屋町独自でさらに拡大いたします。通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生まで医療費を無料とする「芦屋町乳幼児・子ども医療費支給制度」を新たに創設いたします。これにより、芦屋町でより一層安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めてまいります。

子育て中の親の育児不安などを解消し、子育て支援の拠点施設として開設しました子育て支援センター「たんぽぽ」につきましては、月平均約580人の方々が利用しています。24年度は山鹿公民館にて月に1度、出前子育て支援センター「たんぽぽ広場」を開設し、利用者の拡大を図ってまいります。さらに、今後とも利用しやすい事業メニューなどを実施することで、より多くの方が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

また、緑ヶ丘保育所につきましては、山鹿保育所同様に指定管理者制度を導入するため、手続きを進めてまいります。

学校教育につきましては、小学校4年生まで35人学級、中学校3年生の課外授業として始めました「イブニングスタディ」、町内の全小中学校において、指導内容につながりを持たせたカリキュラムの作成や教員の連携を目的とします「芦屋型小中一貫教育・連携事業」を初めとした学力向上、規範意識を形成するための「さわやかプロジェクト」なども引き続き行い、子どもたちに確かな学力と豊かな心が身につくよう取り組んでまいります。

特別支援教育につきましても、保育所や幼稚園と連携し、適切な指導や必要な支

援を行ってまいります。

また、21年度から着手しました小中学校の耐震化工事につきましては、24年度に山鹿小学校が完了することにより、すべての小中学校の耐震化が完了し、安心して学べる環境が整うこととなります。

給食センターにつきましては、建築されてから41年が経過し、老朽化が進んでいます。これにより、修繕料などのランニングコストも上昇しています。そこで、24年度については、給食センターを建てかえるための実施設計に着手いたします。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまちづくり」でございます。

高齢者福祉及び障がい者福祉につきましては、23年度に策定された「芦屋町高齢者福祉計画」及び「芦屋町障害福祉計画」に基づき、だれもが安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めてまいります。

また、24年度からは福岡県介護保険広域連合遠賀支部で行われていました地域包括支援センター業務を芦屋町で担うことになりました。地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されるものです。このことにより、芦屋町で進めていました介護予防事業などとの連携、窓口での総合相談など、きめ細かな対応が可能となり、高齢者が住みなれた芦屋町で安心して過ごすことができるようになるものと確信しております。

一方で、少子高齢化が進展する中、住民・福祉団体・行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせられる関係をつくり、地域の支え合いによる福祉を目指すため「芦屋町地域福祉計画」の策定に着手いたします。

健康づくりに関しましては、特定健診、がん検診の受診率向上のための取り組みを初め、戸別訪問や健康教室などを通して健康づくりに対する意識を高めてまいります。

また、小さな子どもや女性の命を守るため、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチンの予防接種を本年度も実施してまいります。

芦屋中央病院につきましては、最新の医療機器の導入や更新、医師の確保に努めるなど、住民の皆さんから信頼される病院となるよう目指してまいります。

また、23年度は町立芦屋中央病院事業検討委員会を立ち上げ、今後の病院事業、施設のあり方などについて検討中でございます。また、24年度についても、今後の病院の経営形態についてなど、引き続き検討する委員会を設置することとしています。

第5は、「活力ある産業を育むまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、美しい景観づくりも目的とした「レンゲ・菜の花の種子助成」を引き続き実施してまいります。また、農業経営の安定化のための担い手の支援を図りますとともに、狩尾池改修に係る地質調査などを実施し、農業基盤整備を進めてまいります。

漁業の振興につきましては、23年度に柏原漁港の中波戸へ荷さばき所及び野積み場が整備され、集約化が完了いたしました。今後は、堂山地域における漁業エリアと海洋レクリエーションエリアを区分して、それぞれの活用計画や今後の取り組みについて遠賀漁業協同組合と協議しながら進めてまいります。

ごみなどの堆積による柏原漁港区域内の漁場悪化に係る調査及びその再生につきましては、国・県とともに引き続き遠賀漁業協同組合に支援を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、23年度の振り返りでも申しましたとおり、船頭

町駐車場活用事業として整備を進めてまいりました核となる商業施設が開業いたします。今後は、周辺店舗の活性化につながっていくよう期待しております。また、商工会が実施します地域振興券発行事業への支援、商工会の支援などを行い、商工業の振興を図ってまいります。

観光の振興につきましては、風光明媚な夏井ヶ浜地区の岬に観光公園として「夏井ヶ浜はまゆう公園」を整備しており、24年4月にオープンいたします。

この公園は、響灘を望むロケーションはさることながら、響愛の鐘、カメラスタンドを設置した展望園地など、若い世代の方をターゲットに整備を進めてまいりました。さらに、24年度につきましては、NPO法人地域活性化支援センターが実施しています恋人の聖地プロジェクトの聖地への申請も予定しており、交流人口の増加などに期待しているところでございます。

また、さらなる交流人口の増加を図るため、観光立町としてのブランドイメージを高めるなどの「芦屋町観光基本構想・推進計画」の策定に着手いたします。

第6は、「環境にやさしく、快適なまちづくり」でございます。

生活環境につきましては、22年度に策定しました「ごみ減量化計画」に基づき、資源物の集団回収を初め徹底したごみの分別など、住民の皆さんや事業所に協力をいただきながら、ごみの資源化や排出量の抑制に努めてまいりました。

また、福岡県及び遠賀郡4町と中間市の共同事業であります遠賀・中間広域連携プロジェクトにおいて、段ボールコンポスト普及の取り組みを進めております。芦屋町においても、循環型社会構築の一環として段ボールコンポストを利用した生ごみ堆肥化の取り組みが一部地域で実施されています。これらモデル的な取り組みを拡充し、さらなる資源化、減量化を進めていく必要があります。このため、段ボールコンポストの購入助成を行うとともに、啓発活動に努めてまいります。

公園や緑地につきましては、芦屋橋を挟み、芦屋側は、仮称「芦屋橋コミュニティ公園」、山鹿側には国土交通省遠賀川河川事務所により進められている親水性の高い河川を活用した公園整備の完了が間近になっており、地域の方々の憩いの場となるよう期待しております。

中央公園につきましては、完成後40年以上を経過しているため、老朽化を初めとした課題がございます。そこで、中央公園をリニューアルするため、23年度は住民の皆さんとワークショップ形式にて基本設計を進めてまいりました。24年度はその基本設計をもとに、小さな子どもからお年寄りまで楽しみ憩える公園となるよう実施設計を行ってまいります。

町営住宅につきましては、昨年、24年度から10カ年を計画期間とする「芦屋町町営住宅長寿命化計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、安全性や居住性を備えた町営住宅として、予防保全的な修繕及び耐久性の向上などの改善を行うことで長寿命化を図ってまいります。

道路につきましては、国道及び県道と町道との路線の振りかえや整備のあり方などについて北九州県土整備事務所と協議を進めてまいりました。24年度についても引き続き協議を進め、快適で利便性の高い道路環境の創出を目指してまいります。

身近な生活道路についても、快適な環境を維持するため、計画的に整備を行ってまいります。

バス交通につきましては、23年度に地域公共交通協議会を立ち上げ、効率的な地域公共交通ネットワーク構築に向けて、「芦屋町地域公共交通確保維持計画」の策定に着手いたしました。24年度も引き続き計画の策定を進め、住民の皆さんの

日常生活における移動手段である地域公共交通を確保してまいりたいと考えております。

下水道につきましては、効率的・効果的な下水道事業を推進するため、引き続き下水道管渠、浄化センターや各ポンプ場の長寿命化事業を推進してまいります。

第7は、「心豊かな人が育つまちづくり」でございます。

生涯学習につきましては、「芦屋町生涯学習基本構想」に基づき、住民の皆さんがいつでも、どこでも学び、学んだ成果が生かされる地域づくりを進めてまいります。芦屋町図書館についても、蔵書の充実、学校との連携、利用者のサービス向上等の取り組みを進めてまいります。

スポーツの分野につきましては、「芦屋町スポーツ振興基本計画」に基づき、関係団体と協力しながら、あらゆる世代でスポーツやレクリエーション活動に親しむ環境づくりを進めてまいります。

人権につきましては、23年度に「芦屋町人権教育啓発基本計画」の基礎資料となる「人権住民意識調査」を実施いたしました。24年度については、調査結果及び策定協議会の意見を伺いながら計画策定を行ってまいります。

また、男女共同参画社会の実現のため、24年度に「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」の策定に着手いたします。

歴史・文化につきましては、芦屋釜復興のために鋳物師独立支援の第2期計画を策定してまいりますとともに、芦屋釜の里や歴史の里などの施設の有効活用、ギャラリーでは、特別展や子どもたちの作品の展示、さらには作品づくりに親しむワークショップなどを行い、住民の皆さんの文化芸術活動を促進してまいります。

国際交流につきましては、24年度は、中学生のオーストラリアへの派遣によるホームステイ事業、またオーストラリアの高校生の受け入れによる国際理解教育を促進するとともに、関係団体への支援などを通じて国際交流活動を推進してまいります。

次に、「計画の実現に向けて」でございます。

以上、第5次芦屋町総合振興計画、前期基本計画7章に係る24年度の主要な施策についてご説明申し上げましたが、これら主要な施策を実現するために必要な取り組みについてもあわせてご説明申し上げます。

行財政運営につきましては、第3次行政改革大綱に基づいて17年度から取り組んでいます行財政改革により、21年度に引き続き、22年度決算においても基金を積み増すことができ、町財政について改善の成果があらわれています。しかしながら、いまだ不況から脱し切れていない日本経済にあって、先行き不安も懸念され、今後の財政運営に影響が及ぶことも想定されます。このため、26年度までを計画期間とします集中改革プラン第2ステージに基づく行財政改革を確実に進めていきます。

また、第5次芦屋町総合振興計画における主要事業の進行管理を行う目標管理制度の構築を進めます。これは各課・各係が担う事業において目標を設定し、その目標の達成状況などについて、PDCAサイクルにて評価・改善していくものです。

今後も引き続き、限りある財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する行財政運営を行ってまいります。

また、町の歳入の根幹となる住民税・固定資産税及び国民健康保険税を初め、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上に向けた取り組みを進めてまいります。

競艇事業につきましては、芦屋競艇場の発売日数の増を初め、場外舟券発売場の増設やモーニングレース実施に伴う電話投票の売り上げの拡充などによって着実に経営改善が進められ、22年度から一般会計への繰り出しができるようになりました。

24年度は、4年ぶりとなる競艇界の最高グレードでありますSGレース・グランドチャンピオン決定戦競走が6月に開催されます。つきましては、収益の向上に期待しているところであります。

今後とも競艇事業の目的でございます地方財政への寄与のため、売り上げ向上に向けた取り組みを進めてまいります。

職員の資質向上につきましては、ここ数年、多くの幹部職員などの退職に伴って、新規職員を採用してまいりました。このような中、職員の資質向上や育成は喫緊の課題です。このため、役職ごとに行う内部集合研修や派遣研修の充実を図ってまいります。また、横の連携によって、より効果的な事業の推進が図れるよう、組織づくりの強化にも取り組んでまいります。

最後に、職員に対する私の本年の訓示として、第5次芦屋町総合振興計画をしっかりと読み込むことを指示しています。これは、総合振興計画がすべての分野における行政運営の基本となる最上位計画にもかかわらず、仕事を進める上で常にテキストとして使用されていないという現状が少なからずあるからです。総合振興計画の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を実現するためには、職員一人一人が、総合振興計画における担当業務の位置づけや目的をしっかりと把握した上で、目標を設定することが大変重要です。今後は、職員の意識改革も含め、総合振興計画の進行管理を行う目標管理制度を構築し、より充実した町政の運営につなげていく所存でございます。

以上、24年度の施政方針を述べさせていただきました。

冒頭にも申しましたが、これら施策や課題に対しては全力で取り組み、住民の皆さん一人一人が芦屋町に住むことの幸せを実感できる町を目指してまいります。

つきましては、住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の経営形態検討委員会の設置に伴い、非常勤特別職の報酬及び費用弁償の区分及び金額を新たに制定するものでございます。

議案第4号の芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報公開請求の多様化に伴い、公開の可否決定をすることが難しいため期間の変更を行うものでございます。また、「公開決定等の期限の特例」、「第三者の保護」の条文を追加及び字句の変更等を行うものでございます。

議案第5号の芦屋町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水防法の一部改正に伴い、芦屋町水防協議会条例に引用している条番号を変更するものでございます。

議案第6号の芦屋町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、普通財産の譲渡及び貸し付けについて、より適切な表現にするため、字句の変更、表記の統一を図るものでございます。

議案第7号の芦屋町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

の制定につきましては、予防接種健康被害調査委員の任期を4年から2年に変更するものでございます。

議案第8号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都道府県たばこ税の一部を市町村に移譲、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止及び防災のための施策に要する費用財源として、個人住民税の均等割の標準税率を県税・町税とも500円引き上げるものでございます。

議案第9号の芦屋町町営住宅建替準備基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在の基金条例では、用途を町営住宅の建替え事業に限定していますが、今後の町営住宅においては、町営住宅長寿命化計画に基づいた大規模な修繕や用途廃止による建物の解体などの財源として当該基金を活用できるよう規定を改正するものでございます。

議案第10号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公営住宅法の改正に伴う入居者資格に係る条文整備と、入居収入基準が条例委任されることに伴う条文整備を行うものでございます。さらに、浜崎団地については、耐震基準を満たしていないことから、用途廃止を行ったため、別表から削除するものでございます。

議案第11号の芦屋町立保育所苦情解決第三者委員の設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正に伴い、引用省令の題名及び条番号を改正するものでございます。

議案第12号の芦屋町観光公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「夏井ヶ浜はまゆう公園」を観光公園として位置づけ、また民間による活用を促すため、使用料徴収等に関する規定をあわせて改正するものでございます。

議案第13号の芦屋町モーターボート競走事業臨時従業員の給与に関する条例の制定につきましては、芦屋町モーターボート競走事業臨時従業員の給与の種類及び基準を定めるものでございます。

議案第14号の町立芦屋中央病院経営形態検討委員会設置条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の経営形態を初めとしたあり方について、専門的な見地からの検討を行うため、検討委員会を設置するものでございます。

議案第15号から議案第23号までの平成23年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込み額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ5,700万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、モーターボート競走事業収入や特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額措置したほか、町税、地方消費税交付金についても増額計上しております。

なお、財政調整基金からの繰入金は減額措置しております。

歳出につきましては、乳幼児・子ども医療費助成事業基金及び職員退職基金への元金積立金を増額計上したほか、子ども手当を含む年度末の所要額確定による不用額を減額しております。

なお、繰越明許費として下水道会計4条補助金（過疎債分）及び芦屋町コミュニティ公園整備を予定しております。

議案第24号から議案第32号までにつきましては、平成24年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ経

費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位でご説明いたします。

一般会計が57億3,500万円、0.6%の減、国民健康保険特別会計が18億4,700万円、4.2%の増、後期高齢者医療特別会計が1億8,800万円、2.4%の増。国民宿舎特別会計が1億800万円、0.03%の減、給食センター特別会計が1億8,900万円、7.3%の増、訪問看護特別会計が2,600万円、12.9%の増。

モーターボート競走事業会計が収益的収入では705億9,200万円、20.5%の増、支出では703億3,400万円、20%の増、資本的収入では2,000円で増減なし、支出では5億7,700万円、54.2%の増。

病院事業会計が収益的収入では20億2,100万円、0.7%の増。支出では21億2,700万円、0.1%の増。資本的収入では6,500万円、42.0%減、支出では1億2,700万円、22.0%の減。

公共下水道事業会計が収益的収入では4億7,400万円、11.6%の減、支出では5億1,200万円、0.6%の減、資本的収入では6,900万円、25.1%の減、支出では2億6,900万円、9.3%の減。

以上が予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入、歳出について説明しますと、まず一般会計におきましては、昨年度とほぼ同額の予算規模となっております。

歳入の主なものは、町税が前年度とほぼ同額の12億円、地方交付税が前年度比3,000万円増の18億6,000万円、措置したほか、子ども手当や障がい者の自立支援医療費・給付費に伴います国・県支出金を計上しております。

また、夏井ヶ浜はゆう公園整備に伴います土地購入費として土地開発基金からの繰入金を予定しているほか、町債につきましては、臨時財政対策債や過疎債等で5億2,000万円の借り入れを予定しております。

モーターボート競走事業会計からは、収益事業収入として2億円措置しております。

なお、土地開発基金からの繰入金を除きます実質の不足財源は前年度比で約1億円減の1億5,400万円となっております。

歳出の主なものは、議会・総務費関係では、昨年度に引き続き地方議会議員年金制度の廃止に伴います負担金を措置するほか、江川台法面崩落改修工事を計上しております。

民生・衛生費関係では、子ども手当や障害福祉サービス給付費を計上したほか、介護保険や後期高齢者医療関係の負担金を措置しております。また、4月1日から新たに、町単独事業として拡大します乳幼児・子ども医療費助成金や福祉課に設置されます芦屋町地域包括支援センターの関係経費を計上するとともに、緑ヶ丘保育所外部改修工事を予定しております。

農林水産・商工費関係では、狩尾池護岸調査委託や観光基本構想策定業務委託、国民宿舎特別会計繰出金を計上しております。

土木費関係では、望海団地や緑ヶ丘団地の整備事業のほか、中央公園整備実施設計委託や橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託を措置するとともに、市営バスはまゆう路線確保事業を計上しております。

消防費関係では、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として第2分団車庫建替

え工事を実施するほか、第1分団倉庫増築工事を措置しております。

教育費関係では、昨年度に続き、芦屋型小中一環教育連携事業や学力向上のためのイブニングスタディ経費を計上したほか、芦屋小学校内部等改修事業や芦屋中学校屋内運動場整備事業を措置しております。

また、芦屋釜の里園路改良工事のほか、弓道場やテニスコートの整備事業を計上するとともに、町民プラスバンド楽器購入費を措置しております。

なお、債務負担行為として、行政評価制度構築業務委託及び人事評価制度導入支援業務委託を予定しております。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などでございます。歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などでございます。歳出につきましては、施設建設に係る起債償還金などが主なものでございます。

給食センター特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などでございます。歳出につきましては、給食事業費、給食賄い材料費が主なものでございます。

訪問看護特別会計の主な収入は、事業収入、前年度繰越金でございます。支出につきましては、訪問看護を行います職員の人件費が主なものでございます。

モーターボート競走事業会計につきましては、収益的収入の主なものは営業収益で、開催収入と場外発売受託事業収入などでございます。収益的支出の主なものは営業費用で、開催費や場外発売受託事業費、宣伝広告費などを計上しております。資本的支出の主なものは、企業債償還金などを計上しております。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、前年度の実績を勘案しまして、対前年度比で入院収益は0.64%の減収、外来収益は増減なしを見込んでおります。

資本的収支では、医療機器購入のための企業債の借り入れを、支出では医療機器購入費及び起債の償還金などを計上しております。

公共下水道事業会計の収益的収入につきましては、下水道使用料及び一般会計補助金が主なもので、支出では浄化センターなど施設の維持管理費、減価償却費、企業債支払い利息などを計上しております。

資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、支出では浄化センターの機械・電気設備の長寿命化委託及び企業債元金償還金などを計上しております。

以上が当初予算関係でございます。

議案第33号の遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更につきましては、平成21年4月1日に廃止しました休日急病センターの財産について、平成23年4月にその跡地の売却を行ったことに伴い、規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号の町道の路線認定につきましては、新浜口町5号線・6号線及び芝の元8号線を町道として認定するため、議決をお願いするものでございます。

次に、承認議案でございます。

承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法施行例の一部を改正する政令が制定され、条文内において東日本大震災に係る雑損控除の特例関係の説明文言が削除されたため、その内容を明文化した芦屋町税条例の改正を専決処分したので、承認を求めるものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わります。

次に、11番、益田議員に請願第1号の趣旨説明を求めます。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

おはようございます。請願第1号精神障がい者の就労支援充実を求める請願書、朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平素から障がい者福祉の向上にご尽力いただきまして、感謝とお礼を申し上げます。

さて、障害者自立支援法が施行され6年目になりましたが、私たちが運営している「はまゆう会」（昭和63年設立）は、遠賀郡内で唯一の精神障がい者の施設として存在し活動しておりますが、目的達成にはほど遠い厳しい実態であります。保護している親の高齢化や増加している当事者、そして受け入れ施設不備など多くの困難と課題を抱えながら、職員や家族会と力を合わせて日々努力しているところでございます。

私たちは「障害を持つ人や家族が地域で安心して暮らしていけるために」当事者の自立化が何より重要だと思っております。

障がい者を持つ親も自分亡き後の子どもたちの行く末が一番の心配であります。障害者雇用促進法の趣旨に沿って積極的な施策を実践することが行政としての責任と役割であると考えております。自立化の第一歩は就業にありますので、働ける環境づくりについて町の施策として熱意ある取り組み充実を求め、請願といたします。

記。1、雇用機会の拡大。関係機関や町内業者との連携を図りながら、雇用の創出やその支援体制の充実強化をお願いします。

2、就労支援体制の充実。官公庁管理下の業務の中で福祉的就労の目線で障がい者に割り当てる施策をお願いします。

3、障害者就労支援のための予算化と実践。障がい者の自立化のための予算を計上し就労支援の促進をお願いいたします。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で益田議員の趣旨説明が終わりました。

次に、2番、内海議員に、発議第1号の趣旨説明を求めます。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

2番、内海でございます。発議第1号防風保安林の松枯れ対策に関する意見書につきまして、その意見書を朗読し趣旨説明とさせていただきます。

私たちが生活している福岡県玄界灘、響灘に隣接している沿岸地域では、臨海地域特有の海から吹きつける強風や潮風、海砂の飛散を防ぎ、農作物や住宅、道路など人々の生活を守る防風保安林として多くの松が植わっています。

これらの松林は、今から約400年前に黒田藩の統治下で最初の松苗の植林が行われて以降、数度にわたる植林や除伐などの手入れが継続的に行われ、多くの人々が松林の保護に携わってきました。同時に、松葉を燃料として利用するなど、松林は人々の暮らしと密接なものでありました。

こうした中、化石燃料への転換を機に、人と松との関係は希薄なものになり、管理が行き届かないことで広葉樹が繁茂するなど、松にとっての生育環境はだんだん悪化しました。さらに、近年では、松くい虫による松枯れの被害が著しく増加し、一部では松林が壊滅的な状態となっています。

国の機関である福岡森林管理署においては、薬剤の散布などさまざまな松枯れ対策を講じていただいているところですが、玄界灘、響灘に隣接した福岡県内自治体における松枯れ被害は、平成22年度には7,570立米が平成23年度には12月末現在で1万2,954立米が確認されており、その被害は年々増大している状況であります。

このような松林の危機的な状況を改善し、先人が培った貴重な財産である松林を良好な状態で未来へ引き継ぐため、国におかれては下記の対策を早急に講じるよう強く要望いたします。

記。1、松枯れが大量に発生した原因について早急かつ緻密に分析をし、これに対する対策を講じて、これ以上の松枯れを防止すること。

2、現存する松の中で潮害を防ぐのに大きな役割を発揮する高木については、そこまで成長するのに数十年の年月を要することから、樹幹注入を行い、優先的に松枯れ被害から守ること。

3、既に枯れてしまった松については伐採し、周辺部に松枯れが広がらないよう林外へ運び出して適切な処理を行うこと。

4、松枯れが集中的に発生している地域では、松苗の植樹を行うなど防風保安林の機能を損なうことがないように松林を復元すること。

以上、意見書の内容を読み上げ、趣旨説明といたしました。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で内海議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第3号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この議案につきましては、町立芦屋中央病院事業検討委員会を立ち上げるにかかわることで、本条例についてはうちのほうの委員会で審議することになっていますが、この給与等に関する条例については総務財政ということなので、少し質問いたします。

まず、この検討委員会自体は、中央病院が立ち上がる、また今後移転する問題とか建て替える問題がありますけど、そういったことが決まってしまうと、もうそれ自体でその意義がなくなるというふうに思いますので、そういった点でこういった条例を制定する必要があるのかということと、それと、きょう伺いました施政方針の中で、これに関連して、平成24年についても今後の病院の経営形態についてなど引き続き検討する委員会を設置することとしていますというふうにしております。それとの関係を教えていただきたいというふうに思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

まず1点目でございますが、設置の必要性ということに関しましては、地方自治法の中で附属機関に関する委員会については設置するように規定がされておりますので、それに基づいて設置するものであります。

また、事業検討委員会との関係であります。この件につきましては今検討してあります事業委員会とは別個のものと考えております。経営形態につきましては公立病院の改革ガイドラインに基づいて、現在、公立病院改革プランを策定し、病院事業の改革に総合的に取り組んでいるところであります。この項目の中に経営形態と見直しというのがありまして、その検討を進めていくものであります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第11号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

12ページに議案第11号芦屋町立保育所苦情解決第三者委員会設置、これは文言の問題ではありまじょうが、単純な質問で申し訳ありません。苦情解決第三者委員会というもの、耳なれないものですが、どういうものか。また、それが現在、機能しているのか、ないしはプライバシーの関係があるかもわかりませんが、言える部分でも結構ですので、どのような苦情がっているのか、その点について質問いたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

町立保育所苦情解決第三者委員会につきましてご説明いたします。

この委員会につきましては、年2回委員会を開催しております。ここ数年、委員会を開催しておりますが、特段取り上げていくような事例はございませんでした。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第13号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。議案第13号芦屋町モーターボート競走事業臨時従業員の給与に関する条例の制定についてということで、先ほどの提案理由の説明には、制定しますとしかなかったもので、この背景についてお聞きしたいと思います。

まず、この従業員の給与に関する条例というのは今までなかったものが新しくできるのか、それとも今まであったものを修正するのかを1つお聞きして、その理由、背景についてお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

モーターボート競走事業従業員の給与の条例化についてご説明いたします。

競艇場従業員、いわゆる臨時従業員の賃金につきましては、現在のところ、芦屋町モーターボート競走事業臨時従業員賃金規程に基づいて現在支給しているところ

です。
この臨時従業員の身分の取り扱いにつきましては、明確な根拠となる法令がないため、かねてから自治省見解によりまして、地方公営企業労働関係法及び地方公営企業法37条から39条を準用するというふうになっております。この地方公営企業法の第38条におきまして、地方公営企業に係る職員の給与については、給与の種類と基準を条例で定めるというふうの規定されておりましたが、町の企業職員の

給与の種類及び基準に関する条例におきましては、町職員の分については種類と基準が明確に定めておりましたけれども、臨時従業員については非常勤職員として予算の範囲内で給与を支給するというような表現にとどまっております、種類と基準は賃金規程で定めているというような状況になっておりました。

このような条例は全国の競艇事業実施しております自治体も同様な取り扱いを行っているわけですが、昨今、コンプライアンスが求められる中、全国の競艇事業を実施しております自治体で組織しております全国モーターボート競走施行者協議会において、労働・労務関係の弁護士を交えた中で協議を行いました結果、各施行者において条例整備を進めることが望ましいというような結論に至りまして、各施行者において今回条例を明確に定めるということを進めているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

背景はよくわかりました。もともと私もこれを見たときに、いわゆるこの上位法令におきましては基準法です。基準法では身分に応じてきちんと賃金規程から就業規程と定めるとあるんです。これは当然芦屋町の臨時従業員、身分の違う人についても就業規則を全部持っているし、賃金規則も持っているし、モーターボート事業にも公営企業法に基づくということもありますけれども、縛りはありますけれども、もともとそういうふうに、役場の関係に働く人の身分に応じて就業規則、賃金規則は持たなきゃいけない。これを忘れていた。不備になる。だから、もう一度これは役場の関係のいろんな団体があると思いますけど、身分に応じて就業規則をつくるというのは基準法上位方針にあります。きちんとそれをつくる、これをやっていただきたいということがこの質疑の趣旨です。

で、もしそれをつくらない場合は、正規従業員に準ずるとというのが基準法です。だから、この賃金体系、ここだけでは不備なんです。ほかのこともきちんと。そして、芦屋町のモーターボート臨時従業員の賃金体系の規則第2項を見ますと、当然これはつくりますよという条例がもう書いてあります。私も見ました。書いてあるのにつくってなかったところが不備なんで、ぜひこれは、再度、ほかの職場も含めて身分体系を含めて、きちんとした賃金体系、就業規則をつくるということをお願いして、質疑を終わります。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま答弁がありましたその中で、従業員の今までの身分としては、非常勤職員という賃金規程のもとに賃金が支払われてきたということですが、今後の身分の名称とか、それから賃金が今まで毎年春闘で団体交渉して積み上げてきたものがありますが、今後どのような、団体交渉とかそういったものがあるのかないのか、それからそういったもので積み上げたものがこの賃金表としてあらわれてくるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

身分におきましては現在と基本的に変わらないというふうになります。

具体的な賃金の額につきましては、団体交渉によって決められていくということになりますので、この条例については条例の種類と基準だけを定めているということになります。具体的な金額については団体交渉によるということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第14号についての質疑を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございます。先ほど、日程第3の議案第3号によってご説明があったのですが、再度この内容をお聞きしたいんですけれども、まず、町立芦屋中央病院経営形態検討委員会というその組織そのものが継続して今後検討されていく、いわゆる委員会としてなっていくのか、それとも1つのもう結論が出たらそれで終わりですよという委員会の性格のものかについてご答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

経営形態につきましては、先ほど申しました公立病院改革ガイドラインのもと、公立病院の改革プランを策定して取り組んでいるところでありますが、その選択肢として4つあります。1つ目が地方公営企業法の全部適用、2つ目が地方独立行政法人化、3つ目が指定管理者制度の導入、4つ目が民間譲渡、この4つがございません。検討委員会におきまして、どの経営形態が当院にとって望ましいのか検討を行うものでありますが、今上げました4つの選択肢によっては、もう一度検討する可能性があるということでもあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今お聞きした中で、1つの結論が出てみないとわからないというところはあろうかと思うんですけれども、まずは1つの今までも病院という格好の中でいろんな検討をしながら、経営そのものを健全化していったという経過があるわけですね。そのときに、今回何で設置条例という格好になるのか、そして、ある意味、議案第3号だけで処理できる内容ではないかなというふうに思ったので、これは実際にまだ私も具体的に全部調べたわけではございません。ただ、今まで各行政の中でいろんな委員会に出てまいります。そのたびごとにこういった条例制定という格好になると、後々に逆にいろんな問題が出てくるのかなというふうに思いましたので、その辺について、今から委員会の中で審議されてくると思いますが、そちらのほうにゆだねていきたいと思っております。慎重な審議をお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第15号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案第15号の平成23年度一般会計補正予算のことでちょっとお尋ねいたします。

まず15ページ、国有提供施設等所在市町村助成交付金ということが、今回831万7,000円増額になっております。これちょっと文言を調べてみますと、国が所有する固定資産の中で自衛隊等の基地の施設として使っている分については交付金を上げますよという内容だと思っております。今回増額になっておりますので、この増額された理由を述べていただきたい。

それから、その次に27ページ、18款1項1目の財調繰入金、この分が先ほど提案理由の中でちょっとありましたけれども、2億4,600万ほど減額されております。これにつきまして、もし数字的なものの詳細がわかればご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

まず1点目の国有提供施設等所在市町村助成交付金について説明申し上げます。

これは実際、飛行場あるいは訓練所等の固定資産税というふうに解釈していただければ結構だと思いますが、これはあくまで国の予算の範囲内で各町云々に配分されるわけです。実際の価格そのものは、当然建物等は減価していきます。安くなりますが、ほかの施設というか、芦屋町以外の分についてはその幅が急激に落ちていると。要するに、芦屋町の減価分が少ないということで、芦屋町が逆に全体の予算よりも多く交付されたということでございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

財政調整基金のお話をさせていただきます。財政調整基金は、いわゆる財源不足が生じたときに基金を取り崩して運営をやっているということです。毎年、当初予算のときに1億、2億を取り崩して、通年において財源がない場合は取り崩している。最終補正の段階で、今回、このような2億4,600万、700万程度の繰入金をやめて、取りやめにするのができた理由について説明すればいいのかなと思いますので、その説明をさせていただきます。

今回の補正の大きなところで、まず競艇事業からの収入が1億円今回の補正で上がっております。それから、特定防衛施設の調整交付金ですが約6,000万、それから、個人町民税、たばこ税、消費税、こういう税の関係で5,000万、その他もろもろで、特段歳出に影響がないところの収入が約2億5,000万ほどふえております。それから、歳入におきまして増額の補正が見込める分がそれ以外に3,700万程度、それに歳出の当然減額が今回多数あるわけですが、それを踏まえまして約3億四、五千万の財源が出てきたというふうになります。この3億四、五千

万の財源をどうするかということでしたが、いわゆる財源不足がなくなったということで、財調からの2億4,700万程度、これはもう全額取り崩しをやめましたということ。そして、残りのお金が1億ちょっとあるわけですが、これにつきましては、乳幼児・子ども医療費助成事業基金、議決を以前いただいていたのですが、これについて防衛施設の調整交付金が追加で6,000万ありましたので、この分を積み増しして基金に積み立てたと。さらに残った金額が3,000万程度あるわけですが、これにつきましては、職員退職基金、これに積み立てたということで、一応トータルの財源の動きはそういう状況になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

わかりました。先ほどのちょっと15ページの関係なんです、これ先ほど言いましたように、国の固定資産相当ということで、24年度の予算のところで言えばいいんでしょうけれども、24年度にこの増額した分が同額が上がっているわけです。予算措置されて。となれば、当然これは、先ほど言いました国の予算の範囲内で流動的に動くものなのか、それとも、当然固定資産ということになれば、何か自衛隊のほうで物を建築されて、それに伴ったものなのか、ちょっとその辺が明確にわかりませんので、その辺、将来的なものを含めた中でちょっとご説明をいただければと思っております。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

現在の飛行場の云々の施設がどうということではありません。これはあくまで国の予算の範囲内での配分、要するに芦屋町の配分率が上がったというふうに理解していただければよろしいかというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

いいですか。ほかに。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

すみません。一般会計47ページです。7款1項1目の商工振興費135万減額補正というふうになっておりますが、これは説明のところをみてみますと、芦屋の名物開発業務委託料ということで120万減額になっております。これはもともと、町制施行120周年を機に芦屋のブランドづくりをやろうということだったと私は思いますが、これがなぜ不用になったのかということと、どこに委託しようとしていたのかお尋ねしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

委託は当初、商工会ということ想定しておりました。現在は、商工会とは限らず、チームをつくって検討しておりますが、開発が今年度中に間に合わないということで支出に至らなかったということです。

それと、この名物づくりにつきましては、今後も引き続き検討して開発を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第19号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

9ページの給食事業費です。節の15、工事請負費でボイラー工事が約2,950万の減額補正となっていますが、これは何度もトラブルを起こして、そのたびに簡易給食を提供していると聞いておりまして、緊急性があったんじゃないかと思っております。なぜ今年度中にできなかったのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

給食センターのボイラー改修工事の関係になりますので、その分をご説明いたします。23年度の当初予算でこのボイラーの改修工事、約2,900万を組んでおりましたが、この財源確保ということで、防衛省と調整交付金の活用について協議した中で、あらかじめの了解をもらっておりました。そういった中で、23年度中に契約して24年度の夏に工事をするという形で進めていきましたが、今年度の夏以降、再度手続の関係で防衛省と協議したところ、繰り越し関係はできないということの担当者からの変更が出てきましたので、今年度では契約ができないということの中で予算を落とさせていただいております。

なお、この分につきましては、24年度におきまして財源として過疎債を充て、24年の夏に工事をするような形で進めていくようにしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

助成金の関係とは知らなかったんですが、来年度、建替えの設計委託が出ています。この機械は、ボイラーは新しいところにも使えるのでしょうか。現在、これ耐用年数はどれぐらいいっているのでしょうか。お聞きします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

このボイラー改修で整備しますボイラーにつきましては、新規の建替えした給食センターのほうに持っていくように考えております。

それと、ボイラーの耐用年数ということですが、このボイラーにつきましては給食センターができた当時から購入して、1基で運用しておりますので、もう老朽化が著しいという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

新設のボイラーが新しいところで使用できるということで安心しました。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第22号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

芦屋病院事業会計、6ページの貸借対照表がありますが、流動資産の中の(2)、5ページです。3億1,567万2,217円という未収金があるわけですけど、かなり多いように感じます。

それから、6ページのところの、今度は逆の未払い金です。流動負債の未払金1億5,600円がありますが、これは非常に多いということは私たちは考えるわけですけど、そうではないのか。また、その内容が、未収金とか未払金の具体的な内容ってどんなのがあるのかなと思って質問します。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

未収金につきましては、ご存じかと思えますけど、保険請求を毎月しております。保険請求をしてからの流れといいますと、各保険者、社会保険と国保に分かれるわけなんですけど、社会保険に関しては支払い基金、国保に関しては国保連合会というような形で保険の請求をしているわけなんですけど、そのお金が入ってくるのが請求してから2カ月後ということになります。

これにつきましては、要するに未収金の中身につきましては、大半がその分であ

りまして、年度末にかかると年度がまたがるわけなんです、2月分と3月分、そういったものが未収金として上がってくるということでもあります。遅れて入ってくるということで理解していただければと思います。

以上です。（「未払金」と呼ぶ者あり）

未払金につきましては、これにつきましては薬価の関係で、薬価交渉を行っているわけなんです、薬価の交渉というのが23年度の分が年度末に決定するというふうになっております。その分について、この分が影響しているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

わかりましたか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第24号についての質疑を許します。

これは、歳入歳出と分けてやりますので、まず歳入の質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

歳入の分でちょっとお尋ねいたします。所管委員会外でございますので、この席でお尋ねしますが、まず10ページです。10ページの1款2項1目固定資産税です。ここで固定資産税でマイナスの3,005万4,000円、これの原因。

それから27ページ、14款国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金、これにつきましては先ほど町長の提案理由の説明の中でもうたっていましたけれども、第2消防分団の車庫の建替え、あるいは1分団の倉庫の増築というようなことも出ておりましたが、これ以外に対象事業があるのかどうなのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

まず1点目の固定資産税のマイナス3,005万4,000円の減額した予算計上でございますが、これにつきましては3年ごとに家屋の評価替えを行っております。その要因というふうにお答えしたいと思います。この評価替えによって家屋の評価が当然下がります。この評価額が下がりますことによって当然税額は下がるわけでございます。その税額に換算しますとおおむね3,000万程度になるということでございます。新築家屋等も当然見込まれるわけでございますが、それを含めましても昨年度よりも、ご指摘がありましたように3,005万4,000円の減額予算を計上せざるを得ないということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

24年度の調整交付金の充当事業の予定でございます。先ほど議員申されましたとおり、第2分団車庫の工事、それから給食センターで購入いたします食器消毒保管庫、それから都市整備課で施工します山鹿亀の甲の道路改良工事、それから住民課で積み増します芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業の基金積立事業、それから生涯学習課が所管します総合体育館空調設備改修工事の設計委託に充当することにいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかに歳入について。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは24年度の総括表の中に、1ページに、4の配当割交付金というのがあります。これが前年度238万3,000円だったのが94万になっております。もう一点の地方特例交付金というのがあって、これが3,800万というのが910万に下がっているんです。その辺は何が理由だろうかと思ひまして。よろしくお願ひします。

あ、議長、これ、この書類が結構調べるのに私は時間がかかって、この内容を調べとってくれというのを言ってないんで、あれだったらわかった時点で結構でございますので。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

地方特例交付金は私の財政の所管ですので答えさせていただきます。前年度に比べて2,890万の減額というところですよ。これはページでいうと20ページをちょっとお開きしていただいてよろしいでしょうか。20ページに地方特例交付金として今年度は910万円を計上している件なんですけど、これにつきましては地方特例交付金というのは主に3つでお金をもらえるわけなんです。1つが子ども手当の交付金の関係、それから住宅ローンの町民税の控除があります。それと3点目が自動車取得税の交付金、今エコカー減税だとかやっています。これの交付金の減額。この3点セットで芦屋町に今まで交付されていたものが、昨年場合は3,800万ぐらいあったわけですよ。今年度、皆さんご承知かと思ひますけど、子ども手当については年少の扶養控除が廃止されました。要は、住民税でいくと1人33万円の控除がなくなったわけですが、これを財源にして子ども手当の特例交付金は賄えるというふうに国は判断しまして、昨年度、子ども手当の交付金として入ってきていますお金が2,200万決算ベースであるんですが、これが基本的にはなくなってしまったというところが大きな原因で、あと住宅ローン、自動車取得税等につきましては国の地財計画で、来年度はこのくらい減りますという率で減額したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 3番 刀根 正幸君

わかりました。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

まず35ページ、これは23年度の補正予算にもちょっと関係するんですけども、特別会計繰入金の中で病院事業会計繰入金831万9,000円の減額、それからモーターボート競走事業860万8,000円の減額、これが40ページをお願いいたします。これはそれぞれの特別会計からの人件費なんですけれども、下から3番目に、雑入の人事係のほうに多分この病院の特別会計繰入金の分が上がっている。それから、会計のほうの827万6,000円、これが競艇場の繰入金だと思っております。それで、これ23年度の最終補正からここに雑入で上がっていますけれども、基本的にこういうのは定額的といいますか、ある程度決まったものについては予算措置を別にするのではなかろうかと。雑入というのは突発的な発生のものではないかなという気がしているんですが、これがまた24年度にこういうふうに雑入で上がっていますので、その辺の経緯があれば、よろしくをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今回、競艇事業局からそういう額、人件費相当額ということでお金を今度収入として受け入れるときに、今まで繰入金として病院事業からの人件費相当分の負担金、それから会計が繰入金として競艇分からいただいていたお金、これにつきましては、精査した結果、介護保険の負担金、人件費相当の負担金というのが雑入で今まで受け入れているということ、それと、競艇関係でいきますと、大村市さんに問い合わせたところ、人件費相当額については雑入で受け入れているということがありましたので、今回、こういうところから、雑入として受け入れるということで統一を、23年度末の補正、それから24年度からはそれで変更するというふうにさせていただきました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そしたら、これは財政上、特段雑入でもいいということですね。どこか科目を別に設けて入れるようなものでもないということで判断でよろしいんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのように判断しております。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは10ページ、1款町税1目個人のところです。住民税が本年度1,946万円ふえておりますが、この主な要因は何でしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

24年度、1,946万3,000円の増の理由ということでございます。ご存じ

だと思いますが、先ほど財政課長からも話がございました。22年度に税制改正がありました。年少扶養控除の廃止ということでございます。芦屋町には0歳から15歳までの子どもさんがおおむね2,400人程度おられます。そのうち控除の対象になる方が1,400人ぐらいではなかろうかと、要するに6割程度というふうに見込んでおります。そうしますと、2,700万程度の増額になるのではなかろうか。その年少扶養の廃止に伴いまして2,700万の増額というふうに見込み、ほかの減少分もありますので、トータル的に昨年度より1,946万3,000円の減額の予算を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

住民税がふえるということは、町にとっては喜ばしいことかも知れませんが、これは収入がふえてそういったふうには増収になるというんらいいんですけど、基本的には今までと収入は変わらず、下がった中でこういった国の制度の変更によって、今までに出さなかった部分が出されるという点では、そういった子育て世代の人にはやっぱり大きな負担になると思いますし、またこれに対応する子ども手当がどういうふうになっているかといいますと、26ページの14款1目民生費国庫負担金の4節子ども手当国庫負担金が1億8,286万円計上されておりますけど、前年度から比べれば4,521万円の減、これいろいろ中で制度の変更とかあって単純に比較することはできませんけど、減額のほとんどが子ども手当の削減ということなんです。そういった点では、やはり今回の子ども手当の削減によって住民税だけではなくて所得税、そういった部分も昨年から引かれています。そしてまた、昨年の8月に民主党、自民党、公明党、こういったところの3党合意によって震災による財源不足、こういったことを口実に、子ども手当の削減を決定して、今年度からはこれは子ども手当ではなくて子どものための手当と制度の名称を変更して行われるということになります。その中でもまた今年の6月以降は、所得制限を設けるということになっておりますので、これによってほんとに子育て世代の多くの方の可処分所得、こういったものがほんとに大幅に減少していくということが考えられます。

確かに税収がふえたといいますけど、やはりこれは若い子育て世代の暮らしに大変深刻なものを投げかけると思いますし、またこういったことが全国的になりますと、全体的な消費不況、そういったものを引き起こして、生活破壊、こういったものにつながるというのがあるんです。こういった点では、やっぱり町としてもこれに対応する子育て世代の支援、そういったものを充実させるよう強く求めます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに歳入についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出についてを許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

まず47ページ、総務費の総務管理費の中で19節の負担金補助及び交付金の中で、専門研修参加負担金というような形で計上されておりますが、専門分野という

のは内容的にどういうものなのか。それと、何名ぐらい予定されているのか。2点です。

それから52ページ、総務管理費の中で15節の工事請負費、財産管理費の中、江川台法面崩落防止工事、これの場所と、それから法面の面積、この2点です。

それから55ページ、遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議負担金ということで69万程度計上予定されておりますが、これの内容について、先ほど町長のほうから、コンポストの話がございましたけれども、それ以外に何か推進されるようなものがあるのかどうなのか、その点をお尋ねします。

それから108ページ、土木費都市計画費の中で17節の公有財産購入費、夏井ヶ浜公園用地購入費、この場所と面積、それと筆数、この3点です。

それから、109ページ、19節負担金補助及び交付金、この中で芦屋町地域公共交通協議会負担金というのが9万7,000円計上されておりますけれども、現年度予算で600万ほど計上されていたと思いますが、この減額の原因、それから北九州市営バスはまゆう団地路線運行負担金590万計上されておりますが、この内容について。

以上についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

まず、47ページの専門研修参加負担金につきましてご説明申し上げます。これにつきましては、日本経営協会が主催しますNOMAの参加負担金と、あと各種専門研修としましては防火管理者への参加負担金、それから新規採用職員の規律研修会参加の負担金、こういったものが上げられます。人数ということでございましたが、日本経営協会につきましては10名、防火管理者等の各種専門研修につきましては4人、新規採用職員につきましては3人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

52ページの工事請負費です。江川台の法面崩落防止工事ですが、この場所は、江川台団地からごみ焼却場の跡地ですね。あそこに入るところに安徳天皇の碑があるのをご存じでしょうか。わかりますか。あそここのところが過去2年間にわたって集中豪雨が降ったときに土砂崩れが起きていました。それに基づきまして、今年23年度実施設計をしました。その結果、工事内容としましては鉄筋挿入工と吹きつけ法枠ということで、1.5メートル掛けのコンクリートに5メートルぐらいのボルトを地中に打ち込んで、それで約、植生吹きつけと法枠含めて大体600平米ぐらいの工事になるということで、要は崩落防止を設計した上でそういう工事内容になるというふうでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

55ページにございます遠賀・中間連携プロジェクトに関する事業でございます。本事業は、これまでさまざまな事業を実施しておりますが、来年度につきまして

は、遠賀川上流域、下流域の子どもたちの交流を進めます流域キッズの事業、それから、農業祭と共催しております魅力発信フェスタ、それから、おんが・なかま弁当塾というものを開催してございましたけども、これを発展させて地産地消の取り組みを進める。

それから、これも継続して進めておりますが、遠賀川を花でつなぐということで、花の道事業ということです。それから、昨年からは資源循環ということで、段ボールコンポストの事業を重点的に実施してまいっているようになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

109ページの公有財産購入費についてご説明いたします。

この場所につきましては、夏井ヶ浜はまゆう公園でございまして、平成12年に夏井ヶ浜岬の土地を公園用地として5筆、2万8,155平米を開発基金が購入いたしました。23年度に2筆分、1万6,413平米分を基金より買い戻して、24年度につきましては、残り3筆、1万1,742平米を買い戻すという計画でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、土木費都市計画費の19負担金補助及び交付金について回答いたします。

芦屋町地域公共交通協議会負担金9万7,000円でございます。これは23年度に地域公共交通協議会の負担金として600万円いただいておりますが、この負担金につきましては、全額国から補助金で賄っておりますので、国から補助金があった時点で23年度に雑入として600万円相当を戻すというもので、実際に町の負担があるものではございません。

ただ、この負担金の9万7,000円、24年度の9万7,000円につきましては、今年度策定いたします地域公共交通確保維持計画、これは単年度の計画で、毎年見直しが必要となっております。このために、委員さんの報酬、費用弁償相当をこの予算で計上しております。

続きまして、北九州市営バスはまゆう団地路線の運行負担金でございます。この北九州市営バスのはまゆう路線につきましては、北九州市交通局のほうから将来にわたって不採算路線からの脱却が望めないということで、廃止の申し出を受けて、芦屋町とも協議をしておりました。当初は24年、今年4月1日で廃止ということで事務を進めておりましたが、今回策定する計画の中でも、その代替案等々を検討していく中で、住民の方への説明と事務上のスケジュールがちょっと難しいということで、1年間延期していただくように要望しております。あらかじめ交通局のほうで1年間の要望については了承を得ておりますが、その1年間延長するに当たって、現在の平日7便、土日6便を確保するための負担金として交通局に払うものが597万1,000円ということの予算を計上しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませつか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

68ページです。68ページの、これは委員報酬のところですけど、民生委員推薦会の委員報酬ということで上げられておりますが、今現在、民生委員の方々は何人おられて、何人欠員がいるのか。そして、どのような人が推薦委員になって、どのような形でそういう民生委員が交代されるときに民生委員の新たな推薦をする機能がどういうふうになっているのか、それが第1点です。

それから、70ページです。70ページに社会福祉費ということで、これは19節負担金です。この中で、助成金が人権教育研修会助成金200万上がっています。どのような団体に助成し、また、その団体はどのような活動を行っているのか。また、そういう助成金を渡す以上は、報告、そういうものがちゃんと出ておるのかということなんです。

それから、89ページです。衛生費、その19節負担金補助及び交付金ということで、先ほども出ましたような生ごみ処理容器補助金ということで、あっ、失礼しました、段ボールコンポスト補助金です、9万円上がっています。今年からというか、昨年の暮れころから予算が組まれていると思います。そして、少しずつでありましょうが、段ボールコンポスト利用者がふえてきているのかなど。私も購入させていただきました。

それで、現在何人ぐらいの人がそういう段ボールコンポストを利用するために購入されてきたのか、ないしは、購入はしていないが、それぞれでそういう段ボールコンポストを利用される方が大体どれぐらいいらっしゃるのか。これは少しずつでもふやして行って、住民の家庭の方々が段ボールコンポストを利用することによって、ごみ処理費が非常に減少するものと思っております。

それで、そういうような形でリーダー養成を行いたいということで、遠賀・中間でも検討され、実際にもう案内状なんかも出てきておりますが、実際、今現在どれぐらいの方々がそのリーダー養成に参加してもよろしいというような方々がいらっしゃるのかどうか。

そして、やはりこういう町民の方々に利用させていただくためには、やはりその段ボールコンポストの必要性というか、段ボールコンポストが非常に素晴らしいんだという実践をやったりやらなければ、啓発、そして、実際やれないと思うんです。そういう意味で、芦屋町の職員の皆さんの中で、そういう段ボールコンポストを利用されている方が何人ぐらいいらっしゃるのか、そういうことをとらえているかどうかということなんです。

それから、その同じページです。委託料があります。1,100万がありますが、その中で、PCB廃棄物処理委託というのがあります。これはPCBというのは、もう十数年、20年前になりましょうか、北九州の油の混入することによって多大なる人災が起こったあの有名なPCBでございますが、カネミ油症事件です。そういうものを委託するというのであれば、これは芦屋町が今日まで保管してたそういうコンデンサーとか、トランス、そういうものを保管していたものが、今、現にここに、芦屋町にあるのか、あると思うんですが、それとか、民間が持っているものも受け入れて持っているのか。あくまでも町の今日までのものであるのか。

で、このPCB廃棄物は今回初めて予算を組まれたのか、どうか。

それから、行きます。95ページになります。これは13節の委託料、設計委託料の中の堂山崩落防止工事設計委託料というのがありますが、この場所をお願いし

ます。

それと、この場所の中で、これは堂山と書いてありますから、その洞穴がある洞山は、今回その予算は入っていないのかどうか。

次に、97ページ、13節委託料、直方北九州自転車狩尾中継基地チェンゲート、その保存委託、これは委託料として合計金額が書かれていますから、幾らぐらいかというのはわかりませんが、概算で出されるものなら出していただきたいと思えますし、その下の使用料及び賃借料、同じく直方北九州自転車狩尾中継基地水道使用料、それと同時に、利用者は大体どれぐらい把握してあるのか。

139ページ、13節委託料、1,055万円ありますが、その中のはまゆう管理委託というのがありますが、これは、はまゆう群生地のことだろうと思えますが、その点についてそうであるかどうかということです。

それから、山鹿貝塚前町有地除草委託。非常に歴史的遺産です。これについてもそういうことであるかどうか。それと、山鹿貝塚前の町有地除草ですが、その山鹿貝塚の非常に高く丘になって、そして、もう松の木が松枯れで無残な姿になっています。私が35年前に芦屋町に転入したときは、あの辺一带は本当にすばらしい松林でした。で、あの山鹿貝塚を初めもう無残な状況になっていますが、それについての管理は町としてはやっているのか、どうか。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

まず、68ページの民生委員につきましてでございますが、現在、民生委員は芦屋町の場合30名ですが、今4名の欠員で26名の方をお願いをしております。

この民生委員推薦会でございますが、町が県を通じて厚生労働省に推薦する際には、まず町のほうで民生委員推薦会を開いて、その中から推薦をいただいて、それで町のほうが県のほうに出すというふうな段取りになっております。

で、推薦委員の方々につきましては、社会福祉協議会、それから、区長会、議会、保護司会、民生委員協議会、商工会の代表の方になっていただいております。

次に、70ページの人権教育研修参加助成金につきましては、これは団体に対して助成してるものではございません。あくまでも個人の方に人権に関する研修をしたいというふうな方がいらっしゃれば、まず申請をしていただいて、それが研修として妥当なものかという判断をした上で助成しております。

で、当然それにつきまして、お帰りになりましたら必ず報告書を出していただくようにしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

まず、段ボールコンポスト補助金について説明させていただきます。

昨年、広域連携で段ボールコンポストの事業を行いました。そのときに、芦屋町では54名の方が参加されております。それで、今年の2月から段ボールコンポストの助成を始めておりますが、現在のところ約40名ぐらいの方が新たに段ボールコンポストを購入いただいております。

先日、芦屋町の中央公民館でリーダー養成講座というのを、広域連携の事業の中

で行いましたが、そのときには町の方が9名、水巻町の方が1名いらっしゃって養成講座を受けております。その以前にも広域連携の中でステップアップ講座というものを遠賀町でしたときにも、芦屋町のほうから五、六名の方がお見えになっていらっしゃっております。

ですから、現在講座を受けられた五十数名の方と、引き続き継続されている方が四十数名はいらっしゃるということは確実でございます。現在、その町の中でもどのくらいの方とお伺いしておりますが、私どもが把握しておるのは、船頭町地区がもともと取り組んでいたということは聞いております。船頭町では独自にその区で補助をして段ボールコンポストに取り組んでいたということを聞いております。

また、段ボールコンポストを補助を受ける方に時々お話を聞くと、もともと前から自分でも段ボールコンポストとか設置型のコンポストに取り組んでいて、ごみが余りふえないんでおもしろいよねとかというようなことで、町としても、町長の施政方針にありましたように、資源化と循環ということで、今後また取り組みを行いたいと思っております。

また、24年度も新たにモニターということで、新たな段ボールコンポストの利用者をふやす事業を考えております。

次に、PCB廃棄物処理委託でございます。

このPCB廃棄物につきましては、平成13年施行のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特例措置法というものが施行されておまして、保管および処分の仕組みが整備されております。これに基づいて事業所が適正な保管・処理をなささいということになっておりますので、芦屋町で保管しております安定器、コンデンサーというものは町の施設から出たものを町が保管していると。

ただ、このPCBの処分については、全国にも処分できる施設が限られておりますので、どこもその処分待ちという状態でございます。それで、芦屋町も若松区にある処分場に事前登録を行い、24年度、25年度、この2カ年で今あるPCB廃棄物の処理をすべて完了する、こういう予定でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

95ページ、委託料、堂山崩落防止工事設計委託料につきまして、これはお堂の堂山の西側です。洞穴の洞山の設計委託料は入っておりません。

続きまして、97ページの13委託料、直方北九州自転車道狩尾中継基地チェーングート補修委託、約15万円でございます。

その下、14、直方北九州自転車道狩尾中継基地の下水道使用料は1万7,000円というふうにここに書いてあるとおりでございます。

それと、利用者につきましては把握はしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

はまゆう管理委託についてご説明いたします。

ご存じのように、はまゆう群生地は県の指定、天然記念物でございます。はまゆうを保護するために委託して消毒や施肥などをしております。

次に、山鹿貝塚前の町有地の除草委託でございます。山鹿貝塚も県の指定でございます。山のちょっと手前、要するに町有地のところにサインを出しております。それで、環境を整えているところでございます。

3つ目の山鹿貝塚のそれ自身の山の整備についてでございますけど、あの山は営林署の所有になっておりますので、町のほうが直接手を出すことができません。特に、道にはみ出たとか、そういう場合は営林署と協議しながら、営林署のほうで手入れをしていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、先ほどの68ページですけれど、そういう4名の欠員の中で、そういう民生委員推薦会が積極的に機能して、そして、その4名の方を選出することで機能されているかどうかと。今ずっと4名の方が欠員であるわけですから、それを積極的にどういう形で推薦するために活動を行われているのかと。

それから、今の回答の70ページです。この人権教育研修会の助成金というのは、個人の方で研修をして、申請して、そして、当然報告書は提出してもらっているということであれば、例えば私が個人的にその申請をして、どこそこの研修会に行きたいと、大阪に行きたい、東京に行きたいというような形でもいいものなのかどうか。

で、大体個人の方で研修されている方というのは、昨年度は何十人ぐらいの方が、今度の予算で何十人ぐらいの方、何百人の方を予定されているのか。そういうところを聞きたいと思います。

そして、今の件で、それは何か広報だよりか何かで、そういう人権教育研修会がありました。どこそこでありまして、参加される方は募集しますとか、何かなされているんですか。

89ページ、先ほどのPCB、非常にこれは高濃度なPCBであれば、これは焼却をすれば人類最大の猛毒と言われているダイオキシンが発生しておりますが、今、問題にされていません。東北大震災においては、こういう保管されたものが今流出し、そして、その近辺に流れ出しているということは、今、報道されていません。それだけ危険性のあるものなんです。そういうのを今、芦屋町も保管されているということですけど、何トンぐらい、ないしは、何百キログラムのものなのか、そういう密閉の容器のどれぐらいの箱があるというか、容器が何十個、または何個あるのか、そこら辺を聞きたいと思います。

そして、これは若松エコタウンに持っていかれると思いますけど、やはり専門的な方に委託しないと、まあ近いから非常に安全ではありましようけど、あのPCBのエコタウンでの処理場を建設するときには、地元住民、若松の住民、環境保護団体は猛反対したんです。というのは、関西、それから、九州一円のそういうPCBの処理施設を一手に引き受けたエコタウンです。それで、今、2年間、3年間待ちが多いんでしょうけど、そういう委託をする業者というのは非常に専門的でないといけないというふうに言われていますが、そういう方はどういうふうな方を選ばれるのかなと思っています。それを質問いたします。

それから、段ボールコンポストですけども、今の回答の中では、職員の皆さんはどれぐらい使われているかという回答がなかったような気がしますので、そんなに

多くはないかも知れませんが、要望として、やはり非常にすばらしいCO₂削減でもありますし、それから、焼却費用も削減されますし、そして、これが堆肥として、もう一石四鳥、五鳥と言われるぐらいすばらしいものです。そういう意味で、こういう統計をとって、そして、普及をするという活動をしていただくためには、この段ボールコンポスト補助金9万円だけではなくて、これをやはり普及するための、今、リーダー養成というのが遠賀・中間であったわけでしょうけれど、町独自でやっぱり10万、20万上げることも大事ではなかろうかと思っています。

そういう意味では、今、芦屋町がどれぐらいの町民の方々が利用されてるかということ、やはり区長会を通して生ごみ段ボールコンポストのすばらしさ、まあEM菌もありましょうけれど、そういうものを通して啓発をしながら普及していく作業を、区長会を通してでもやっていただける予算なんかも上げてもいいのではないかなというふうに思います。

それから、95ページ、設計委託料に堂山がお堂の堂だけだということですが、やはり先ほどの町長の所信にもありますように、海洋のレジャーというか、観光地であります芦屋町の観光の顔は洞山、ほかにも幾つかありますけども、そのお堂だけではなくて、洞穴の洞山も、いわゆる上のほうは、洞山保存会元会長さんが、2,000万円寄附していただいた中でつくられておりますけれど、その周りの洞穴の洞山も、あの辺も崩落しておりますが、この辺についての予算化はいつごろされるのかなというふうに思います。

それと、今回、堂山の設計委託料ということですが、工事設計委託料ですから、もう工事をするということなのか。あくまでも、これは基本計画とすれば、その基本計画が幾らに使われたのか。そして、今度は工事設計ですけど、工事をするという意味の工事設計委託料なのか、ちょっとそこをお聞きします。

それから、97ページの直方北九州についてはわかりました。

それから、139ページのはまゆう管理委託と山鹿貝塚の件ですけど、はまゆう管理委託で思うには、はまゆう団地の皆さん方も目にするわけですけど、今回、夏井ヶ浜公園も開園するわけですけど、その際に、はまゆうの花の増があると聞いています。積極的にはまゆうの花を植えることも非常にすばらしいと思います。町民挙げてやれたらいいなと思っていますが、はまゆう群生地の中のあの柵の中に何が植わっとるかということです。はまゆうの花もそうですけど、あそこは低木の雑木が植わっとるわけです。まずあれをとっていただいて、そして、その夏井ヶ浜公園もいいですけども、まず、はまゆう群生地は今もう観光スポットで出しているわけですから、あの雑木をとっていただいて、そして、はまゆうの苗をないしは種を植えるということではできないものだろうか。予算をもう少し、そうですね、造園会社に頼めば、あれ、がばっとユンボでとれば三、四万でできるはずですよ。そして、整地にして植えればいかなと思っていますから、この辺も予算を増加してみたらどうかなというふうに思います。

それと、山鹿貝塚ですけども、これは、今、営林署とは言わないで、福岡森林管理署といいまして、そこで、もうあそこはやはり、先ほど言ったように歴史的遺産です。3000年前の人骨が出た、18体でしたか、それぐらいやっぱり非常に歴史的、そして、日本でもすばらしいところなんです。それで、やっぱり観光者や歴史郷土史会の方々があそこだけじゃなくて、九州、福岡、そのようなところからマイクロバスに乗って来られるんですけど、何じゃ、これはというような形で、表示板も古くなってますけれど、そういうものも取りかえるなり、それとか、営林署、

いわゆる管理事務所と十分相談された上で、あそこを町と国が維持管理、あの辺の山を少し整地して、そして非常にあそこの遠賀の丸山公園というのがありますけど、ああいうような山づくりの歴史遺産を保存していくということが非常に大事だと思うんです。今、芦屋町の3000年前のそういう霊が、シャーマンとか言われている方々のそういう霊が宿っとるわけです。宿っているもの……。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、質疑に戻してください。

○議員 4番 妹川 征男君

関連ですけれど、関連じゃありませんか。

○議長 横尾 武志君

シャーマンは関連やない。

○議員 4番 妹川 征男君

わかりました。そういう形で、これもその森林事務所と相談をされて予算化していくと、こういうことについても予算化されてはいかがかなと思っています。長くなりましたけど、2回目の質問です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

それでは、民生委員推薦会についてお答えいたします。

民生委員推薦会の委員さんの業務というのは、本来、うちのほうからこういった方がいらっしゃるんですが、いかがでしょうか、ふさわしい方かどうか審議していただきということで、そこで、推薦するにふさわしい人かどうかを判断していただくのが本来の業務でございます。

それで、今、4名の欠員の地区がございますが、そこにつきましては、この地区の区長さんとか、そういった方々にどなたかいらっしゃいませんかというふうなお願いをいたしまして、本来担当課のほうで、その方にいかがでしょうかということでお話していただいておりましたが、大人数で押しかけていったほうが納得をしていただけるだろうということで、最近では、この推薦会の方々にも何人かついていただいているというのが状況でございます。

それから、人権教育研修参加助成金につきましては、これは、あくまでも町民の方で、人権について勉強したいという方がいらっしゃれば、その旅費等を助成しますよということでございます。ですから、先ほど言われましたように、妹川議員が参加したいということで申請していただければ、それは妥当性のあるものでしたら、当然助成するというようなものでございます。

ですから、何人を想定しているかということでございますが、あくまでも何人ということは想定しておりませんが、一応200万円を限度としてこの制度を設けたということでございます。

以上です。（「募集の何か、広報か何かに出してありますか」と呼ぶ者あり）

すみません、募集につきましては、参加される方々によっては、例えば自分は女性問題について勉強したいとか、いろんな今、法務省のほうで人権問題として扱っているのが16項目ございます。ですから、その16項目ある研修会を全部広報に出すということは難しゅうございますので、それぞれ勉強してある方は、そういったところで、こういう研修に行ってみたいとか、そういう機関誌と申しますか、そういったところが発行しているものを見られて申し込まれるというふうな状況でござ

ざいます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、PCBの保管についてでございます。

芦屋町で保管しているものは、安定器についてはドラム缶に、すみません、個数をちょっと把握しておりませんが、ドラム缶に入れて保管して、部屋には施錠をして厳重に保管しております。

量についてですが、まず、コンデンサーが4台ございまして、後は、もう安定器というもので、全数量が781キロ、これを2カ年に分けて処分する予定でございます。

それと、業者につきましては、九州地方には若松区の1カ所しかございません。日本環境安全事業株式会社というところですので、そこに、今、登録をして、24年度と25年度、処理をお願いする予定でございます。

それと、段ボールコンポストですが、職員の状況でございます。職員は残念ながら、当初の広域連携のモニターで、大体1市町村50名程度ということで、町民の方がもう54名ということになりましたので、職員は、私を初めまだ設置型コンポストも含めると数名しかしているものはないと思っております。

それと、今年度、24年度に消耗品費の中で、その段ボールコンポストのモニターということで、新たに50名の予算を措置しておりますので、新年度になったら、また新たな段ボールコンポストの利用者をふやそうということも考えておりますし、啓発については、まだ具体的に区長会を通じてというふうなことはまだ考えておりませんが、職員も含めて利用者をふやしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

24年度に堂山の崩落防止工事設計委託料が上がっておりますので、平成25年度にこの崩落防止工事の予算を計上させていただきたいというふうに考えております。

洞穴のほうの洞山の崩落防止設計また崩落防止工事につきましては、平成25年度以降予定いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それでは、はまゆう群生地の中に花を植えてはどうかということと、低木を伐採してはどうかということについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、はまゆう群生地は県の指定天然記念物です。なぜかと申しますと、九州最北の自然群生地であるから指定を受けております。したがって、町のほうで人工的にか、植えることはできません。指定された範囲に私たちが花を植えることはできません。

低木の伐採につきましても、私も少し気にしております。これについても県の指

定範囲でございますので、県の文化財保護課と協議していきたいと考えております。
次に、山鹿貝塚の件でございます。

ここで人骨が出て高校の社会科の教科書に載るほどの全国的にも有名なものでございます。確かにそこに行っても、そういうものが見れないというものは不満はあるんじゃないかなと思いますけど、やはりそこにそういう資料館はすぐそばにございますので、資料館のほうに誘導する形を考えております。

また、今後、山鹿貝塚につきましては、県指定で県の補助を受けながら、あの営林署の山全体の中でもどの部分かということ、範囲を確定する事業を考えておりますので、その辺を申し添えます。

以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

よろしいです。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ちょっと長引いておりますので、ここで10分間ほど休憩します。13時5分から開催。

午後0時52分休憩

.....
午後1時03分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

議案第24号の歳出について、ほかにごございますか。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

1点だけ、先ほどの89ページのPCBの問題なのですが、処理期限があると伺っておりますし、それから、処理期限の後が、結局不法投棄の問題が懸念されている記事が出ておりましたので、これはお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

処理期限につきましてはですが、現在、芦屋町で保管している分については24年度と25年度で処理するという事で特に問題ないと思っております。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

北九州で処理する場所の期限が国で定められていると聞いておりますけど。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

申し訳ございません。今、若松にある事業者がいつまでというのは記憶に、ちょっとまだ勉強不足なんですけれども、なくなる予定でございます。そうすると、それ以降のPCBを使っている安定器とかコンデンサーとかがあった場合には、それをまた保管しておくということになるかと思っております。

それで、PCBを保管、もともと昭和49年に製造中止になっておりますので、今あるものは昭和32年から昭和50年ぐらいまでに設置したもので、PCBの表

示があるというものに限られているようでございますので、先ほど申しました特例措置法にありますように、事業者が責任を持ってその管理と処分をするということになっておりますので、若松区の実業者がなくなった場合には、また今度は遠くの事業所で処分をするということになるかと思っております。

以上です。

○議員 11番 益田美恵子君

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

私は、24年度予算について、町長の施政方針にかかわることと、前年度と大きく増減したことだけ聞きたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

歳出、歳出。

○議員 6番 田島 憲道君

そう、歳出について大きく増減したことについて聞きたいと思えます。その他は自分で足を運んで担当課に直接聞きたいと思えます。

観光基本想定業務委託、これについて。以前、観光まちづくりビジョン、そういうのがあったように思えますが、それとのかかわりあいを教えてください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

今度の観光基本構想につきましては、ワークショップ、推進体系までを含めてトータルに考えております。前回つくりましたまちづくりビジョン、これ参考になるものについては参考にいたしたいというふうに考えております。

今回大きく推進体制まできちんとつくっていかうということを考えております。

以上です。

○議員 6番 田島 憲道君

ありがとうございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第30号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

31ページをお願いいたします。2款の営業外費用の中で、繰出金2億円、前年度比較1億円ということですが、これの増額となった主な要因についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

お答えいたします。

24年度の予算編成におきまして、4条収支におきまして予備費を除きますところで約2億5,000万程度の収支がでるという見込みがございます。昨年度策定いたしました財政計画におきまして、毎年2億円ずつ繰り出せるという計画に基づき、今年そのとおりに繰り出しができるという関係になりましたので、昨年は1億で計上しておりましたけど、今年度は当初より2億円繰り出せるということで予算を計上いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

昨年から比べて、まあ補正でから2億になっておりましたけれども、昨年に比べて1億円、当初から2億円計上されているわけですので、その1億円の増額となる根拠、いわゆるそのSGレースが開催されるとか、あるいは、いろんな要件があらうと思います。その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

予算書の中で、15ページをお願いいたします。競艇事業で行います営業収益というのが大きなこの事業の目的でございます。その中の1目に開催収入というのがございます。そのこの本年度の総額が339億1,077万2,000円ということで、比較して57億5,934万6,000円の増になっております。パーセントでいいますと20.4%の増。その下の2目の場外発売受託事業収入につきましても前年対比で約64億6,000万増ということで、これもパーセンテージにしまして22%の増ということで、今、議員が言われましたように、本場開催につきましても、昨年度の当初予算につきましても186日で開催予定をしておりましたが、今年度

は192日開催ということで、実際は23年度も192日開催、これは震災の分で6日延ばした分が入っているのと同数を24年度予算計上したということと、23年度は全国G1の新鋭王座が約60億の売り上げ見込みをしておりましたが、24年度はSGグラチャンの開催を行います。それにつきましては、98億の予算ということで、約38億程度の収入増といったところを見込んでおります。

それと、2目の場外発売受託事業収入、これにつきましては、芦屋のアシ夢テラスが4場併売ということで、開催日数をかなりふやしております。

それから、高城、勝山につきましても4場発売が可能という環境をつくりますので、そこあたりで場間場外発売日数の総日数が拡大するということがございます。

そういった中で、本場開催の増、それから、場間場外発売事業の増といったものが収益の大きな要因ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第35、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、請願第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第37、発議第1号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

防風保安林の松枯れ対策に関する意見書について、ぜひこれも意見書を採択され

るよう私も賛同いたします。

その中で、この文書の中で、「これは福岡県玄界灘、響灘に隣接している沿岸地域では」とありますが、これは芦屋町だけではなくて、岡垣や宗像、それから糸島、長崎、そういう方面もこういう意見書を幾つかの自治体で出されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

一応、岡垣のほうと連携して出すようにいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

要望として、まだ糸島、宗像、ああいうところとも連携されたいかなと思えますが、それと同時に、内容的なものなんですけれども、これ岡垣が8千何ぼかな、そして、芦屋町が1,300本というふうに松枯れが出ている聞いていますし、それから、今、福岡森林管理事務所の統計を見ても、それと変わらないというか、芦屋町だけで五、六百本ぐらいです。

そういう意味で、岡垣は岡垣としてその本数、それから、芦屋町についてもそういう大木が枯れているという本数、そういうのも実態として書かれて、内容をそこをちょっと挿入されてみれば、私たちの芦屋の海岸線が、白砂青松と言われている海岸線が非常に本数も多いんだというところの文章を挿入されてはいいかなと思って、要望しておきたいと思えます。どうですかね、答えていただけますか。お願いします。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今回要望していますのは、一応国有林ということですので、岡垣であれば三里の松原、芦屋町であれば防衛庁の航空自衛隊、それから、山鹿のほうにあります、先ほど山鹿貝塚のほうにありましたあそこの防風保安林ということで、国有林について国のほうで善処たる対処をしていただきたいということでございます。

それで、松枯れの本数等でございますけども、ちょっと私のほうといたしますか、多分地域づくり課のほうも防衛庁の所管の分が何本かちょっと知ってないと思えますし、それは今後、再度出す場合におきましては岡垣との調整の中で、できればそういうような形でも文言として入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第3号から日程第37、発議第1号の各議案につ

いては、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時18分散会
